

第 18 期船橋市男女共同参画推進委員会第 5 回会議録

1. 開催日 令和 7 年 10 月 17 日（金）午前 10 時 00 分から
2. 開催場所 市役所 9 階 第 1 会議室
3. 出席者 11 名（欠席 3 名）
4. 傍聴者 3 名
5. 議題
 - （1）独立行政法人男女共同参画機構法及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について
 - （2）第 5 次船橋市男女共同参画計画について
 - （3）令和 7 年度男女共同参画社会標語コンクールの審査について（非公開）

〈事務局〉

それでは、只今より第 5 回船橋市男女共同参画推進委員会を開始させていただきます。

この会議は、船橋市情報公開条例第 26 条の規定に基づき公開となっております。また、会議録につきましても市のホームページで公開いたします。なお、議題（3）につきましては不開示情報が含まれますので非公開となります。

傍聴希望者がおりますので、会場へご案内いたします。

傍聴者の皆様は、受付の際にお渡しした「傍聴人の守るべきこと」の内容に従って傍聴いただくようお願いいたします。

では、配布資料の確認をさせていただきます。次第をご覧ください。

資料 1 から 3 については、委員の皆様には事前に送付した資料と同じです。

- | | | |
|--------|--|--------------|
| 資料 1 | 男女共同参画社会標語コンクール | 過去の受賞作 |
| 資料 2 | 男女共同参画社会標語コンクール | 応募状況 |
| 資料 3 | 男女共同参画社会標語コンクール | 応募作品一覧 |
| 資料 4-1 | 男女共同参画社会標語コンクール | 事前審査一覧【合計点順】 |
| 資料 4-2 | 男女共同参画社会標語コンクール | 事前審査一覧【得票数順】 |
| 資料 4-3 | 男女共同参画社会標語コンクール | 事前審査一覧【学校別】 |
| 資料 4-3 | の後ろに、標語コンクール審査用メモ用紙 | |
| 資料 5 | 独立行政法人男女共同参画機構法及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律関係資料 | |
| 資料 6 | 国及び千葉県の男女共同参画計画策定日程 | |
| 資料 7 | （国）第 6 次男女共同参画基本計画策定に当たっての素案のポイント | |
| 資料 8 | （国）第 6 次男女共同参画基本計画策定に当たっての素案（全体版） | |
| 資料 9 | （県）第 6 次千葉県男女共同参画計画（骨子案） | |
| 資料 10 | 第 5 次船橋市男女共同参画計画の概要 | |

資料 11 第 5 次船橋市男女共同参画計画策定のための体制図

資料 12 第 5 次船橋市男女共同参画計画策定全体スケジュール
がございます。

なお、傍聴者には議事（3）に係る資料 1 から 4 及び標語コンクール審査用メモ用紙の配布はありません。不足等ございませんでしょうか。

よろしければ、以上で配布資料の確認を終わらせていただきます。

次にマイク的使用方法についてご説明いたします。

ご発言いただく際は、マイク前方にございます四角のボタンを押していただき、ランプが赤になっているかご確認のうえ、お話ください。

なお、終了されましたら、再度ボタンを押していただき、ランプが消えているかご確認いただきますようお願いいたします。

では、本日の議題に入りたいと思います。この後の進行につきましては、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第 5 条に基づき会長の泉様にお願いいたします。

それでは泉会長お願いいたします。

〈泉会長〉

次第に沿って、会議を進めていきたいと思いますが、本日の議題（3）標語コンクールにつきましては不開示情報が含まれますので非公開となり、傍聴人には議題（3）に入る前にご退出いただくこととなります。よろしくお願いいたします。

まず議題（1）「独立行政法人男女共同参画機構法及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について」事務局から説明があります。事務局よろしくお願いいたします。

〈事務局〉

はい、事務局です。では議題（1）についてご説明させていただきます。

資料 5 をご覧ください。こちらが、内閣府からの通知です。

第 217 回通常国会において、男女共同参画基本計画に定める施策全般の推進を一層促進していくために、現行の独立行政法人国立女性教育会館を機能強化し、全国の男女共同参画センターをバックアップする「独立行政法人男女共同参画機構」とする法律が令和 7 年 6 月 20 日に成立し、同年 6 月 27 日に公布されました。

また、男女共同参画社会基本法が 25 年ぶりに一部改正され、男女共同参画機構とともに、全国の男女共同参画センターが男女共同参画の形成を促進する重要な拠点として位置づけられることとなりました。

6 ページをご覧ください。

独立行政法人男女共同参画機構法の概要です。

男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構を新設すること、また、同機構に「センターオブセンターズ」としての機能

を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地方づくりを後押しすることとしております。

独立行政法人男女共同参画機構の業務内容は記載のとおり、①広報・啓発活動、②ネットワーク形成、③研修、④専門的な調査及び研究、⑤情報及び資料の収集、整理及び提供、⑥各地の男女共同参画センター等に対する助言としております。

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日です。

7 ページをご覧ください。

こちらは、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要です。

機構が行う業務の考え方や方向性を示すため、男女共同参画社会基本法を一部改正することとなります。

改正内容は、1. 国及び地方公共団体の基本的施策の強化及び男女共同参画センターの法的位置付けの中で、①連携及び協働の促進、(1) 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進を効果的に推進するため、関係者相互間の連携と協働の促進に必要な施策を講ずるよう努めること、(2) 地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点、男女共同参画センターとしての機能を担う体制を、単独または共同して確保するよう努めること、(3) 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するよう努めることのほか、②人材の確保等を定めております。

また、2. 独立行政法人男女共同参画機構のナショナルセンターとしての法的位置付けも定めているものです。

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日で、一部は公布の日からとされております。

これまで男女共同参画センターは各地方公共団体の判断により設置されてきました。本市では、平成 6 年に「女性センター」として宮本に設置し、平成 22 年に名称を「男女共同参画センター」に改め、令和元年に船橋駅前フェイスビル 5 階に移転して設置しております。

業務としては、船橋市男女共同参画センター条例で定めるとおり、①情報及び学習の機会の提供、②個人及び団体相互の交流促進、③相談対応、この 3 点がメインとなっております。

今般の法改正により、地域における男女共同参画施策を推進するための拠点として法的に位置づけられたことを踏まえ、国として、各地域における行政や民間団体等による自由な活動を制約しないことに配慮しつつ、今後求められるセンターの在り方や、それを目指した機能強化の具体的な方法等を示すべく、男女共同参画センターの設置及び運営に関するガイドラインを策定する予定とのことです。

現在のところ、これ以上の情報はありませんが、先ほどお話ししたとおり、本市の男女共同参画センターは情報提供や相談業務が主な業務であり、今回の法律成立及び一部改正がされ定められた連携や協働の促進等の取り組みや、新設される独立行政法人男女共同参画機構と密接な連携に関する具体的な取り組みについては、今後、国から示されるガイドラインを踏まえ、考えたいと思います。

資料 8 ページ以降の資料についてです。

8 ページから 14 ページは、独立行政法人男女共同参画機構法の成立した法案でございま

す。

また、15 ページから 16 ページは、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の成立した法案でございます。

さらに、17 ページ以降は、男女共同参画社会基本法の新旧対照表でございます。

事務局からの説明は以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございました。ただいま事務局から議題（1）について説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

はい、奥田委員お願いいたします。

〈奥田委員〉

ここによると各自治体でも、センターの機能拡充するということなんでしょうけど、船橋の男女共同参画センターでもその予定があるんでしょうか。専門性のある職員を置くということも含めてお願いいたします。

〈泉会長〉

事務局お願いいたします。

〈事務局〉

事務局でございます。船橋市の男女共同参画センターについては、条例で定めております通り、業務内容としては情報および学習の機会の提供、個人および団体相互の交流の促進、相談の対応と、この3点が今のところ、現在の船橋市の男女共同参画センターのメイン業務になっているところです。今回、法改正で各地域の男女共同参画施策推進のための拠点に法的に位置づけられたことや各地域における行政や民間団体等の共同の部分が新設されたところに関しては、ご説明した通り、これから国のガイドラインが示される予定になっておりまして、業務内容やご質問いただいた人的な配置なども含めて、今後どのように市として対応していけばいいのかということを経ガイドラインを参考に検討はさせていただくということで、現在のところは考えております。よろしくお願いいたします。

〈泉会長〉

ありがとうございます。またおそらくガイドラインが出れば、ご案内があるかと思うので。ほかにご質問ございましたらお願いいたします。

よろしいですね、そうしましたら、以上で議題（1）の議事は終わりました。

次に、議題（2）「第5次船橋市男女共同参画計画について」事務局から説明があります。事務局よろしくお願いいたします。

〈事務局〉

はい、事務局から説明させていただきます。

まず、資料 6 をご覧ください。本日は主に 3 点のご説明をさせていただきたいと思えます。1 点目は国の計画策定状況、2 点目は千葉県の計画策定状況、3 点目は本市の計画策定の概要についてでございます。

資料 6 において、国及び千葉県の男女共同参画計画策定日程表を載せております。男女共同参画社会基本法では、第 14 条第 3 項にて「市町村は国の男女共同参画計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、市町村男女共同参画計画を定めるよう努めなければならない」とされております。お示した日程表は、左から国・千葉県・船橋市の計画策定スケジュールの比較になっております。

国では、本年 8 月に素案を策定し、9 月にパブリックコメント及び公聴会を実施し、12 月に閣議決定される見込みです。

千葉県では、本年 8 月に骨子案を公表、11 月に計画原案を公表、12 月にパブリックコメント及び市町村意見照会を実施し、来年 3 月に計画決定される見込みです。

船橋市の日程については、後ほど詳しくご説明いたします。

次に、資料 7 をご覧ください。

国において 8 月に策定されました計画策定にあたっての素案についてご説明いたします。本資料は国の情報誌「共同参画 9 月号」から抜粋したものです。

6 次計画は、【1】基本的な考え方（素案）のポイントで、基本的な視点と取り組むべき事項として、性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組などの 8 つの取り組みを進めていく必要があるとしております。

裏面を見ていただきまして、【2】基本的な考え方（素案）の構成として、Ⅰ 男女共同参画の推進による多様な幸せ、ウェルビーイング（well-being）の実現で第 1 から第 8 分野、Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化で第 9 から第 12 分野、Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化を図るとされております。

資料を基に 6 次計画策定にあたっての素案の説明はさせていただきましたが、中身としては、5 次計画の取り組みを引き続き進めるとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せの実現につながるよう、男女共同参画の取り組みを進めるとされております。

資料 8 は素案全体の冊子となります。これには各分野における基本認識、施策の基本的方向と具体的取組の詳細が記載されております。例えば第 2 分野においては、具体的取り組みの例として、地方公務員に関する取組で、原則全ての職員を対象とするフレックスタイム制度の導入・拡充の検討、テレワークの推進等による職場の働き方改革や徹底した時間外勤務の縮減、休暇の取得促進を行うなどがあります。

国の計画策定にあたっての素案については以上です。

次に、資料 9 をご覧ください。

千葉県において 8 月に策定されました計画骨子案についてご説明いたします。

目指す姿を「男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会」としております。

資料 2 ページをご覧ください。

第5次計画との比較においては、基本目標が3点でしたが、次期計画では新たに1点追加となりました。赤色部分の基本目標Ⅱ「働く場における女性活躍の推進」でございます。

5次計画では基本目標Ⅰにて「あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり」とされておりましたが、次期計画では「女性活躍」について目標に掲げた形になりました。新たな目標に掲げた理由としては、千葉県内の生産年齢人口が減少する中、千葉県が持続的な発展をするためには、更なる女性の活躍が重要で、特に働く場における女性活躍の一層の推進を図る必要があると判断されたものです。

具体的には、施策項目として、働く場における女性への活躍支援と誰もが働きやすい職場環境づくりとされております。

また、基本目標Ⅰにおいて、施策項目に「あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映」を新規に加えているほか、基本目標Ⅳにおいて、「推進体制の整備・強化」を新規に加えております。

資料4 ページ目以降は、基本目標ごとに施策項目や各データグラフや表が掲載されております。例えば資料5 ページの、今回新たに掲げた基本目標「働く場における女性活躍の推進」では、グラフ“男性・女性の就業率（千葉県）”をみていただきますと、千葉県内では15歳から64歳の女性のうち、働かれている方は60.8%で男性の71.2%に比べて低いことなどが掲載されております。

資料の8 ページでは、計画における評価指標についてです。

ポイントとして、社会目標となる指標を設定することや、できる限り数値目標を設定することなどが示してあります。

千葉県の計画骨子案については以上です。

今後、国の閣議決定、千葉県の計画決定がされましたら、内容を確認し、本委員会でもお示しさせていただきますし、市の計画策定の参考とさせていただきます。

次に、資料10をご覧ください。

船橋市の次期計画の概要です。

1. 計画策定の趣旨です。

男女共同参画社会の実現には、ジェンダーに基づく役割分担意識の解消や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、配偶者等からの暴力の防止、性的少数者など誰もが安心して暮らせる環境の整備等に継続して取組を進めていく必要があります。

また、現行の第4次計画が令和8年度で終了することから、新たな計画を策定するものです。

2. 計画の性格です。

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画となります。また、第4次計画でも同様でしたが、女性活躍推進法に基づく推進計画及びDV防止法に基づく基本計画にも位置づけされます。

さらに、令和7年3月に開催しました本委員会でもご説明させていただいたとおり、第5次計画からは困難女性支援法に基づく基本計画にも位置づけいたします。

次のページです。

3. 計画の期間です。

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間です。

4. 計画の基本理念です。

男女共同参画基本法で示されている 5 つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。また、国や県の計画を参考といたします。

5. 目指す姿と基本目標です。

第 4 次計画では目標を「人権が尊重され、男女が平等である社会」としておりました。第 5 次計画での基本目標については、国や県の計画決定内容や、市民アンケートの結果を踏まえ、次回委員会にて協議させていただきたいと考えております。

6. 計画の進行管理です。

計画の着実な推進を図るため、記載のとおりの方法で適切な進行管理を行うとともに進捗状況の評価結果を事業評価報告書として公表いたします。

以上が計画の概要となります。

次に、資料 11 をご覧ください。

本市における第 5 次計画策定のための体制図になります。

庁外組織としての当推進委員会では、素案を含めた計画策定全体についてご意見いただきたいと考えております。

庁内組織の「男女共同参画庁内連絡協議会」においては、必要に応じて計画策定のための研究部会を設置し、体系案・素案について検討・協議を行う予定です。

次に、資料 12 をご覧ください。

第 5 次男女共同参画計画策定の全体スケジュールになります。

左側に「主な取組み」とありますが、ローマ数字のⅠからⅤまでは策定に関する組織、その下は策定作業を明記しました。

今後の予定について、「主な取組み」Ⅰの「男女共同参画推進委員会」の予定を中心にご説明いたします。

まず 10 月の欄をご覧くださいと「会議 10 月 17 日」とあり、その下に「新計画の概要説明」と記載されていますが、本日の会議と議題のことです。

庁内では 11 月に「庁内連絡協議会」を開催し次期計画の説明をする予定です。その後 12 月には、庁内各課に対して 17 期の推進委員会からいただいた「提言に対する取り組み状況」の確認と、次期計画のための「事業調査」を進める予定でございます。

来年に開催予定の推進委員会では、「提言に対する取り組み状況」について報告し、ご意見をいただく予定です。

次のページをご覧ください。

令和 8 年度の予定ですが、7 月開催予定の推進委員会では、計画の骨子となる「体系案」の報告をします。9 月予定の推進委員会では、体系を基に計画の原案となる「素案」へのご意見をいただき、10 月予定の推進委員会では、「素案」の確認作業をお願いしたいと思っております。

その後、12 月中旬にパブリックコメントを実施して市民の意見を聴取し、1 月にパブリッ

クコメントを踏まえた素案の修正、2月に最終案を皆様に協議していただき、3月に議会に報告して最終的に決定するという予定であります。説明が長くなりましたが、次期計画についての説明は以上となります。会長よろしくお願いいたします。

〈泉会長〉

ただいま事務局から議題（2）について説明がありましたが、ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいですね。概ねこのようなスケジュールでいくことになりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上で議題（2）の議事は終わりました。

それでは、次に議題（3）となりますが、こちらは非公開のため、傍聴者の方はご退出をお願いいたします。

～議題（3）非公開～

〈泉会長〉

本日の議題はこちらで全て終了となります。最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

〈事務局〉

事務局です。

次回の推進委員会についてご連絡させていただきます。第6回推進委員会については、令和8年3月13日金曜日午後2時からの開催を予定しております。場所は市役所本庁舎9階第1会議室を予定しております。

内容としては、令和7年度男女共同参画市民アンケートの結果についての他、第5次計画の体系案などについてのお話をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございました。次回は3月13日となります。可能な限りまたご出席をお願い致します。本日はお疲れ様でした。